

JA共済からのお知らせ

～平成 23 年 4 月実施の建物更生共済の仕組改訂について～



平素は J A 共済をご利用いただき、誠にありがとうございます。

J A 共済では、平成 23 年 4 月に建物更生共済の仕組改訂を行い、保障内容を拡充しました。この改訂は、平成 16 年 4 月 1 日以後を契約日とする建物更生共済「むてき」契約についても共済掛金の変更なく適用されます。

風災・ひょう災・雪災の場合

風災、ひょう災および雪災による損害について、従来、損害割合が 3 % 以上または損害の額が 20 万円以上の損害が生じた場合に自然災害共済金をお支払いしていましたが、平成 23 年 4 月 1 日以降の風災、ひょう災および雪災の場合は、損害割合が 3 % 以上または損害の額が **5 万円** 以上の損害が生じた場合に自然災害共済金をお支払いします。

(平成 23 年 3 月 31 日以前の罹災)

風災・ひょう災・雪災の支払要件

- 損害割合が 5 % 以上の場合
- 損害割合が 3 % 以上 5 % 未満の場合 (床下浸水を除きます。)
- 損害の額が **20 万円** 以上の場合



(平成 23 年 4 月 1 日以降の罹災)

風災・ひょう災・雪災の支払要件

- 損害割合が 5 % 以上の場合
- 損害割合が 3 % 以上 5 % 未満の場合 (床下浸水を除きます。)
- 損害の額が **5 万円** 以上の場合

水災の場合

残存物とりかたづけ費用共済金について、従来、罹災原因を火災等、風災、ひょう災または雪災に限定していましたが、平成 23 年 4 月 1 日以降の**水災**によって損害が生じた場合についてもお支払いします。(1 回の事故につき、自然災害共済金の額の 10% 限度)

(平成 23 年 3 月 31 日以前の罹災)

残存物とりかたづけ費用共済金を支払う罹災原因

- 火災等
- 風災
- ひょう災
- 雪災



(平成 23 年 4 月 1 日以降の罹災)

残存物とりかたづけ費用共済金を支払う罹災原因

- 火災等
- 風災
- ひょう災
- 雪災
- **水災**

盗難の場合

盗難によって損害 (盗取、損傷または汚損) が生じた場合、従来、防犯装置の設置などの盗難再発防止のための費用は自己負担となっていたのですが、平成 23 年 4 月 1 日以降の盗難によって損害が生じた場合で火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由となったときは、これらの共済金とは別に、共済期間中 1 回に限り、**定額 5 万円の盗難再発防止費用共済金**をお支払いします。

(平成 23 年 3 月 31 日以前の罹災)

盗難再発防止のための費用



(平成 23 年 4 月 1 日以降の罹災)

盗難再発防止のための費用

盗難再発防止
費用共済金
5 万円

